

平成28年度海外留学支援制度(協定派遣・協定受入) 募集要項

Q&A

<目次>

1. 定義
2. 支援の対象となるプログラム
 - (1) プログラムの開始時期
 - (2) プログラムの申請要件
 - (3) プログラムの形態区分と申請上の制限
 - (4) プログラムの選考における審査の観点
3. 支援の対象者
 - (1) 支援の内容
 - (2) 奨学金支給対象者の選考
 - (3) 奨学金支給対象者の資格及び要件
4. プログラムの採否及び奨学金支給割当の決定

1. 定義

(1) 諸外国の高等教育機関

Q1:「諸外国の高等教育機関」とはどのような機関を指しますか？

A1:我が国の大学、大学院、短期大学、高等専門学校又は専修学校(専門課程)に相当する諸外国の機関を指します。

なお、協定派遣の短期研修・研究型プログラムについては、高等教育機関以外の機関(諸外国の政府研究機関、国際機関、公的機関、NPO 等)において、研修やインターンシップ、ボランティア活動等を行うプログラムについても申請可能ですが、その場合、派遣先機関との協定等に基づき、履修科目の一部等として実施されるもので、帰国後に単位認定される必要があります。

2. 支援の対象となるプログラム

(1) プログラムの開始時期

Q1:プログラムの開始時期は「平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始されるプログラム」とありますが、たとえば平成28年4月1日から開始するプログラムの場合、学生は3月に渡航又は渡日しても構いませんか？

A1: 宿舎入居手続き等、プログラム参加のための生活面における必要最低限の期間であれば、3月に渡航または渡日しても構いません。ただし、支援はプログラム開始以降(4月1日以降)となります。

(2) プログラムの申請要件

① コンソーシアムでの申請

Q1: 我が国の大学等が形成するコンソーシアムで実施するプログラムを申請することは可能ですか？

A1: 可能です。

ただし、申請の際は、コンソーシアムに所属する1校が代表校として事務を統括する必要があります。また、採択後の事務についても、代表校が統括することになります。

Q2: 同じ系列(学校法人)の大学と短期大学で1つのプログラムを申請したいのですが、その場合は大学、短期大学毎に申請しなければなりませんか？

A2: コンソーシアムの形での申請が可能です。

本制度では、同系列(学校法人)の大学等であっても、学校コードが異なる場合は別の組織として扱っています。(2)① A1 のとおり、コンソーシアムの形をとる場合は1校が代表校となり、事務を統括する必要があります。なお、大学、短期大学毎にそのプログラムを別々に申請することも可能です。

Q3: 海外の大学が代表となっているコンソーシアムで実施するプログラムの場合、代表校はどうしたらよいですか？

A3: 本制度への申請にあたっては、我が国の大学等が代表校となる必要があります。なお、我が国の大学等が代表校となり事務を統括する場合に、コンソーシアムに海外の大学が含まれていることは差し支えありません。

②高等専門学校

Q1: 3年生以上の学生を対象に実施するプログラムですが、1年生、2年生もプログラムに参加させることは可能ですか？

A1: 可能です。ただし、1年生、2年生については本制度の支援対象となりません。

③専修学校(専門課程)

Q1: 専門課程に在籍する学生を対象に実施するプログラムですが、一般課程の学生もプログラムに参加させることは可能ですか？

A1: 可能です。ただし、一般課程の学生については本制度の支援対象となりません。

④学生交流に関する協定等

(3)プログラムの形態区分と申請上の制限(Q&Aの4~6ページ)をご覧ください。

⑤プログラム実施期間

Q1: 「プログラム実施期間が8日以上1年以内」とありますが、1つのプログラムで複数回、派遣又は受入を行うプログラムの場合、「プログラム実施期間」とはプログラム全体の実施期間のことを指しますか？それとも個別の派遣又は受入期間のことを指しますか？

A1: 各学生が個別に派遣又は受入される期間を指します。支援対象となるプログラム実施期間は、最短で、連続した8日以上である必要があります。

Q2: 1つのプログラム内で、各学生の派遣又は受入の期間が異なる場合も申請することは可能ですか？

A2: 可能です。

Q3: プログラム実施期間は渡日・渡航～離日・帰国を含む総日数で考えてよいですか？

A3: プログラム実施期間に渡日・渡航及び離日・帰国にかかる期間は含みません。実施期間とは、留学先国・地域(協定派遣)又は日本(協定受入)におけるプログラム開始日から終了日までの期間を指します。

Q4: 1つのプログラム内で複数回(例:夏季と春季、等)の派遣又は受入を行う場合、同じ学生を複数回派遣又は受入することは可能ですか？

また、可能な場合、支援日数はどのように計算しますか？

A4: プログラムの特性上、複数回の派遣又は受入が必要な場合は可能です。ただし、その場合、各回の派遣又は受入期間は連続して8日以上である必要があります。

支援日数は複数回の派遣又は受入日数の合計になり、奨学金の支給月数はその合計日数により決定します(例:1回目=8日、2回目=10日、合計18日…この場合、奨学金支給は1か月分)。

⑥語学水準 (協定派遣のみ)

Q1: 「参加に必要な語学水準を適切に設定しているもの」とあるが、基準はありますか？

A1: 基準は設定していませんが、設定されている語学水準がプログラムの内容を実施するにあたって適切かという点は審査対象となります。

なお、英語によるプログラムの場合、募集要項「3. 支援の対象となる派遣プログラム(3) 派遣プログラムの申請要件④」のとおり、英語能力は TOEIC400点相当以上(TOEFL の場合、PBT435点以上、iBT41点以上。IELTS の場合、5. 0以上)、もしくは「在籍大学等における前年度の語学成績で成績評価係数2. 3以上」の学生を対象としたプログラムを優先的に採択します。

Q2: 英語以外の語学水準は何を基準とすればよいですか？

A2: プログラムの参加に必要な語学水準を設定してください。なお、募集要項「3. 支援の対象となる派遣プログラム(3) 派遣プログラムの申請要件④」のとおり、「在籍大学等における前年度の語学成績で成績評価係数2. 3以上」の学生を対象としたプログラムは優先的に採択します。

Q3: 英語圏以外の国へ派遣し、当該国の言語をゼロからトレーニングすることを目的のひとつとするプログラムにおいても語学水準の設定は必要ですか？

A3: 本制度で支援するプログラムについては、全て語学水準の設定が必要です。

派遣先国で習得する言語が在籍大学等で語学科目として開講されていない場合等は、他の言語により語学への適応能力に関する水準を設ける等、プログラムの特性に応じて設定してください。

なお、設定された語学水準が適切であるかどうかは、全てのプログラムで審査対象となります。

Q4: 前年度の語学成績について、前年度に語学成績がない場合はどうしたらよいですか？

A4: 直近の語学成績を用いてください。例えば、修士2年の学生で修士1年次の語学成績がない場合、学部4年次(又はそれ以前の直近)の語学成績で構いません。

⑦フォローアップ調査への協力について

Q1: 奨学金を受けた学生に対する在学中の追跡調査とはどのようなものですか？

A1: 募集要項「7. プログラム実施後の報告書の提出等」に定める報告書のほか、機構が実施する本制度に関する調査を指します。奨学金を受けた学生のプログラム参加による効果(成

績推移、学習意欲の向上、長期留学への意識向上、卒業後の進路等)を調査し、本制度の改善等を図りますので、ご協力をお願いいたします。

(3)プログラムの形態区分と申請上の制限

①「双方向協定型」「短期研修・研究型」共通

Q1: 諸外国の高等教育機関等との学生交流に関する協定等とは、具体的にはどのようなものですか？

A1: 募集要項「3. 支援の対象となるプログラム(4)プログラムの形態区分と申請上の制限」に記載のとおり、プログラムの形態区分により異なります。

双方向協定型については、授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定に基づく、双方向の交換留学でなければなりません。申請にあたっては、協定書(写し)の提出が必要です。

短期研修・研究型については、学生交流協定という形態のほか、組織として締結した学生交流に関する合意文書(MOU や研究室間の覚書、契約書、確認文書等)に基づいて実施されるプログラムも申請可能です。申請にあたっては、協定書や合意文書の写しの提出は不要です。このため、「計画書 別表」の「協定写し番号」の欄は、空欄のまま構いません。

Q2: 申請予定のプログラムが双方向協定型と短期研修・研究型のどちらの条件も満たしている場合、一度に両方に申請してもよいですか？

A2: 同一プログラムは重複申請できません。どちらか一方への申請としてください。

Q3: 特定の協定校を相手として、双方向協定型と短期研修・研究型の両方に申請することはできますか？

A3: 同一プログラムでなければ申請可能です。同一プログラムの場合、どちらか一方への申請としてください。

Q4: 派遣と受入がセットになっているプログラムの場合、全て双方向協定型として申請することは可能ですか？

A4: 双方向協定型の要件を満たし、平成28年度内に派遣プログラムとともに受入プログラムが実施されるものであれば可能です。本年度は受入プログラムのみで次年度に派遣プログラムを実施するもの等、派遣と受入の実施年度が異なる場合は、短期研修・研究型により申請してください。

Q5: 学生交流協定に基づく派遣のみのプログラムは、どの型で申請すればよいのですか？

A5: 学生交流協定に基づく派遣のみ、あるいは受入のみ(一方向)のプログラムは、短期研修・研究型で申請してください。

Q6: 短期研修・研究型に参加後、帰国せず続けて双方向協定型に同じ学生を参加させることは可能ですか？

A6: 可能です。ただし、帰国せずに新たなプログラムに参加することにあたり、渡航手続きや在留資格申請手続きだけでなく、プログラムへの参加確認や報告書の提出等について、大学等において適切な管理が可能な場合に限りです。

Q7: 通信教育部(正規課程)の学生(正規生)の海外スクーリングは申請できますか? また、通信教育部が実施するプログラムは申請対象となりますか?

A7: 通信教育部が正規課程である場合、申請可能です。なお、海外スクーリングについては、計画書において、その必要性及び実現性等を十分に説明してください。

Q8: 申請内容と実施内容に大幅な変更があった場合や、採択後にプログラムを辞退した場合、何らかのペナルティを科せられますか?

A8: 採択プログラムの実施内容や派遣(受入)人数について、計画(申請内容)から大幅な変更があった場合、次年度以降の審査・採択に影響する場合がありますのでご注意ください。なお、採択プログラムの実施条件等が計画(申請内容)から変更となる場合は、変更内容を速やかに申請し、機構の承認を受ける必要があります。

②双方向協定型

Q1: 平成28年度は日本人学生(永住権取得者も含む。)の派遣を実施し、平成29年度に外国人学生の受入を実施する予定ですが、双方向協定型に申請することは可能ですか?

A1: 双方向協定型に申請することはできません。双方向協定型については、派遣、受入の両プログラムともに、平成28年度(平成28年4月1日～平成29年3月31日)中にプログラムが開始する場合に、申請することが可能です。

Q2: 学生交流協定は、大学・学校間で締結されたもののみが対象ですか?

A2: 大学・学校間、もしくは、学部、研究科、学科間で締結された協定が対象です。

Q3: 「授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定」とありますが、不徴収及び免除は派遣側・受入側の双方で実施されることが必要ですか?

A3: 双方でなくとも、派遣側または受入側のどちらか一方が不徴収又は免除としていれば構いません。

Q4: プログラムに参加する全ての学生に対して、授業料の不徴収又は免除が適用されなければなりませんか?

A4: 協定に授業料不徴収や免除の条項が明記され、その下で交換留学が実施されるプログラムであれば結構です。

Q5: 「授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定」とありますが、人数制限や免除の条件に成績基準が設けられている場合や、免除額が全額ではない(一部免除など)場合も申請することは可能ですか?

A5: 可能です。「授業料不徴収・授業料免除の内容を含む学生交流協定」であればよく、内容について詳細は問いません。

Q6: 授業料免除について、実際には免除されるものの協定には記載されていない場合、申請することは可能ですか?

A6: 可能です。授業料免除を行う側の学則等で明文化されていることが必要です。また、申請時には、協定書とともに明文化されている部分の書類の提出もお願いいたします。

Q7:平成28年度に新規の協定の締結を予定しています。申請時点で、協定の締結については手続き中でもよいですか？

A7:申請時には締結手続き中でも構いません。その場合には、締結手続き中であることが分かる書類（メールの写し等）を必ず添付してください。ただし、プログラム開始時には、協定は必ず締結されている必要があり、機構への協定書の写しの提出も必要となりますので、ご注意ください。

Q8:協定に基づかない外国人学生が、個人で受入プログラムに参加することは可能ですか？

A8:プログラムに参加することは可能ですが、本制度の支援対象とはなりません。

Q9:1つの協定に基づき申請できるのは、1プログラムのみですか？

A9:1つの協定に基づき複数のプログラムを実施している場合、その全ての申請が可能です。

Q10:1つのプログラムに複数の協定が含まれていてもよいですか？

A10:構いません。

Q11:1つのプログラムに複数の協定が含まれている場合、その協定締結先は、派遣と受入で同一でなければいけませんか？

A11:プログラムとして派遣・受入の双方向交流を行うものであれば、大学等、国・地域、人数等は同一でなくても構いません。

Q12:「1セメスター以上1年以内の間」とあるが、1セメスターに具体的な期間は設定されていますか？

A12:設定していません。日本の大学等または海外の大学等が設定しているセメスター単位であれば構いません。

Q13:総派遣計画人数及び総受入計画人数の「8割」を算出するときには、端数は切り上げになりますか？切り捨てになりますか？

A13:端数は切り上げてください。なお、4人以下の場合は、全員対象となります。

Q14:「8割又は100名(協定受入の短期研修・研究型の場合は50名)のいずれか少ない数を上限」とありますが、採択後に総派遣計画人数あるいは総受入計画人数が、当初の計画よりも減った場合、奨学金支給割当人数は、変更後の総人数の8割になりますか？

A14:プログラム採択後に、総派遣計画人数及び総受入計画人数の変更が生じて、一度配分された奨学金支給割当人数が減少することはありません。

③短期研修・研究型

Q1:学生交流協定に基づくプログラムでなくても申請することは可能ですか？

A1:短期研修・研究型の場合は、学生交流協定という形態のほか、合意文書等を取り交わしており、それに基づいて実施されるプログラムでも申請可能です。

※(3)①のQ1も併せて参照してください。

Q2:協定派遣について、派遣先においてインターンシップのみを行うようなプログラムも申請することは可能ですか？

A2:派遣先機関との協定等に基づき履修科目の一部等として行うもので、帰国後に単位認定されるものであれば申請可能です。この場合は、高等教育機関以外(諸外国の政府研究機関、国際機関、公的機関、NPO等)におけるインターンシップ、ボランティア活動等であっても構いません。

(4)プログラムの選考における審査の観点

Q1:申請するプログラムは、審査の観点で示されている内容を全て満たしている必要がありますか？

A1:審査の観点で示している各項目について、内容が優れているものを高評価します。なお、プログラム終了後、プログラム実施報告書の提出をもって、申請時に書かれた内容が適切に実施されたかを確認しますので、実施可能な内容でプログラムを作成してください。

Q2:過去の実績がない新規のプログラムも申請することは可能ですか？

A2:可能です。

Q3:単位認定が行われないプログラムも申請することは可能ですか？

A3:単位認定が行われない場合、それに替わる修学成果の測定方法が明確であれば、申請することは可能です。

本制度では、プログラム終了後に、学生の取得単位等の報告書の提出が必須となっていますが、単位認定が行われない場合においても、修了証明書や成績証明書の代替書類(修学の成果が記載された書類)を求めます。

3. 支援の対象者

(1)支援の内容

①奨学金月額 (協定派遣のみ)

Q1:派遣先地域によって奨学金の月額が異なっていますが、計画書及び計画書別表の「地域区分」は派遣先大学等の所在地で考えればよいですか？

A1:派遣先大学等の所在地(都市)と考えてください。キャンパスが複数存在する場合には、実際に学生が派遣される都市が該当地域となります。指定都市がある国に学生を派遣する場合には、特にご留意ください。

ただし、「短期研修・研究型」のプログラムにおいて、派遣先大学等との連携により別機関に派遣される場合は、実際の派遣先(別機関)の所在地となります。

Q2:1つのプログラムで指定都市に5名、甲地方に5名を派遣するような場合、奨学金月額はどちらの地区で考えればよいですか？

A2:1つのプログラムであっても、学生それぞれの派遣先地域に応じた奨学金月額となります。

Q3:研究の都合により、1つのプログラムで1人の学生を複数地域に派遣することは可能ですか？

A3:可能です。ただし、「募集要項」別表1「派遣先地域による奨学金月額」に掲げる地域区分をまたがり、その支給回数が複数回となる場合、全ての期間において、支給月額の低い地域を基準としてください。また、派遣期間が31日に満たないプログラムについては、滞在日数の多い地域を基準としてください。

Q4: 1つのプログラムで複数の地域に学生を派遣する場合、学生の応募状況によっては派遣先が申請時と実際の派遣時で異なる可能性があります。その場合、採択人数及び配分された奨学金の範囲内であれば、申請時と異なる地域への派遣に変更することは可能ですか？

A4: 奨学金月額が低い地域から高い地域への変更であっても奨学金の追加配分は行いませんが、採択人数及び配分額の範囲内であれば変更は可能です。ただし、採択された計画から大幅な変更があった場合、次年度以降の審査・採択に影響する場合がありますので、安易に変更することのないようご注意ください。

②奨学金の支給方法

Q1: 奨学金は機構から我が国の大学等に対してどのように支払われますか？また送金のタイミングはどのようになりますか？

A1: 機構から我が国の大学等には、原則として、プログラム毎に最大4か月分までをまとめて支給します。

また、送金は、大学等が学生へ支給する月の前月末に行う予定ですが、4月開始のプログラムについてはプログラム開始後の送金となりますので、ご了承ください。詳細は、後日機構ホームページ上に公開する「事務手続きの手引き」を参照してください。

Q2: 各学生への奨学金の支給は、どのように行いますか？

A2: 支給対象となる月ごとに、在籍確認を行った後、1か月分の奨学金を支給するようにしてください。

支援開始月、支援終了月の支給については、以下の表を参考にしてください。

	A			B			C			D		
	開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数	開始日	終了日	日数
支援期間	11/23	~	12/23	11/10	~	12/11	2/28	~	5/3	12/1	~	3/31
開始月(a)	11/23	~	11/30	11/10	~	11/30	2/28	~	2/28	12/1	~	12/31
終了月(b)	12/1	~	12/23	12/1	~	12/11	5/1	~	5/3	3/1	~	3/30
(a)と(b)の合計			8			21			1			31
			23			11			3			30
			31			32			4			61
	開始月の支給	○		開始月の支給	○		開始月の支給	○		開始月の支給	○	
	終了月の支給	×		終了月の支給	○		終了月の支給	×		終了月の支給	○	
	奨学金支給回数	1回		奨学金支給回数	2回		奨学金支給回数	3回		奨学金支給回数	4回	

在籍確認においては、①派遣先大学等(協定派遣)又は受入大学等(協定受入)に在学していること、②採択プログラムに参加していること、③支給対象者が奨学金の支給期間中、月の初めから終わりまで1か月以上にわたって、留学先国・地域(協定派遣)又は日本(協定受入)を離れている状態ではないことの3点を月毎に確認することとなります。

派遣学生の在籍確認においては、学生本人だけでなく派遣先大学等の担当者とも必ず連絡を取るようにしてください。また、奨学金の支給が適正に実施されているかを確認するため、大学等における在籍確認の実施状況を確認する場合があります。在籍確認の根拠書類等は適切に保管するようにしてください。

詳細は、後日機構ホームページ上に公開する予定の「事務手続きの手引き」を参照してください。

(2) 奨学金支給対象者の選考

Q1:「別に定める期日までに奨学金支給対象者を機構に登録する」となっていますが、具体的にはどのような事務手続きですか？

A1:プログラム毎に、そのプログラムに参加する学生全員のデータを派遣又は受入を開始する月の前月(1つのプログラム内で複数回派遣又は受入するプログラムの場合、それぞれの派遣又は受入開始月の前月)に提出します。機構において申請要件を満たしていない学生がいると判断した場合は、大学等はその分は返納するか、あるいは、代替りの学生を登録することになります。詳細は、後日機構ホームページ上に公開する予定の「事務手続きの手引き」をご参照ください。

(3) 奨学金支給対象者の資格及び要件

① 支給対象者の国籍等

Q1:協定受入において、二重国籍者も本制度の支援対象となりますか？

A1:登録時に日本国籍を有する者は対象となりません。

Q2:協定派遣において、日本に留学中の外国人留学生も本制度の支援対象となりますか？

A2:対象となりません。

Q3:「重点地域」とはどのようなものですか？

A3:文部科学省に置かれた「戦略的な留学生交流の推進に関する検討会」において、平成25年12月に「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入戦略」が取りまとめられたことを受け、本制度においても重点地域からの受入れ予定人数等を勘案して決定します。重点地域との交流促進に資する計画については、審査において評価対象とします。

② 支給対象者の成績基準

「双方向協定型」「短期研修・研究型」共通

Q1:「成績評価係数で表すことができない場合」とありますが、どのような場合ですか？

A1:入学1年目の1学期目や、評価が「合格」「不合格」しかない場合等です。修士1年の場合、学部最終年次の成績により成績評価係数を算出してください。なお、成績基準は人物・熱意による判断は避けてください。

Q2:学部の新1年生が夏休み期間に実施するプログラムに参加する場合、前期の成績が出ていないため成績評価係数を表すことができませんが、どのような取り扱いとなりますか？

A2:学部の新1年生については、入学試験の成績やプログラム参加のための選考試験を活用するなど、成績評価係数2.30以上に相当するという根拠(考え方)を示してください。

「短期研修・研究型」

Q3:選考時の成績評価係数が2.00以上2.30未満の学生が提出する「自己推薦書」は、どのようなものですか？

A3:短期研修・研究型については、成績評価係数が2.00以上2.30未満の学生であっても、学生が記入する「自己推薦書」等に基づき、在籍大学等において成績評価係数2.30相当以上と認められ、本制度の支援を受けることが適当であると判断する学生を推薦するこ

とが可能です。「自己推薦書」には、「学業・成績に関して特筆すべきこと」及び「留学志望理由・目標」を記入します。

③支給対象者の経済状況

Q1: 協定派遣において、「原則として、別表2に掲げる家計基準に合致する者 ※別表2に掲げる家計基準に合致する者を優先とするが、奨学金支給割当状況に応じ、在籍大学等において『経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者』であることが認められる者も対象とします。」とありますが、どのように取り扱えばよいですか？

A1: 各大学等においては、奨学金支給割当人数のうち、まず、別表2に掲げる家計基準に合致する者から優先的に支援の対象としてください。奨学金支給割当人数に残りがある場合、各大学等が経済的理由により自費のみでの派遣プログラムへの参加が困難な者であると認めた者も支援対象とすることが可能です。

Q2: 協定受入において、募集要項に「経済的理由により、自費のみでの受入プログラムへの参加が困難な者」という記載がありますが、特に受入の場合、資金証明を取ることが難しいケースも考えられます。そういった学生も含め、受入学生の経済状況についてはどのように確認すればよいですか？

A2: 受入の場合、在籍大学等に対し、募集要項「4. 支援の対象者(4)奨学金支給対象者の資格及び要件」に記載されている内容を明示し、在籍大学等から、その資格及び要件等に合致した学生として推薦を受けることにより確認することも可能です。

④併給条件

Q1: 学生が研修やインターンシップ等に参加することで、報酬が発生する場合には、どうしたらよいですか？

A1: 研修やインターンシップ等を含むプログラムに参加して報酬を受ける場合、他団体の奨学金同様、支給月額が本制度による奨学金月額を超えなければ、併給は可能です。

⑤支給対象者以外のプログラム参加

Q1: 支給対象者の要件を満たさない学生でもプログラムに参加することは可能ですか？

A1: プログラムに参加することは可能ですが、本制度の支援対象とはなりません。

4. プログラムの採否及び奨学金支給割当の決定

Q1: プログラムの審査は書面審査のみですか？

A1: 書面審査のみです。

Q2: 「双方向協定型」、「短期研修・研究型」の審査は、一律審査ですか？あるいは別枠での審査ですか？

A2: 別枠での審査です。

Q3: プログラム実施期間の長短は審査に影響しますか？

A3: プログラム内容に対して、適切な実施期間となっているかが審査対象となります。

Q4: プログラムが採択されれば、その申請人数分が全員採用されていると考えてよいですか？

A4: 予算に応じて採択人数を査定する場合があります。採否通知に記載する採択人数が、機構が支援する人数となります。

Q5: 支給対象者15人のプログラムで、12人しか採択されなかった場合、12人分の奨学金の合計金額を割って15人に支給することは可能ですか？

A5: この場合、15人に支給することはできません。募集要項で指定している月額以外の金額を学生に支給することはできません。

Q6: 複数のプログラムが採択された場合、あるプログラムから他のプログラムへ奨学金を流用することは可能ですか？

A6: 他のプログラムへ流用することはできません。

以上